

避難先での後期高齢者健康診査の受診について～平成27年度版～

後期高齢者制度の被保険者で、東日本大震災により他地域に避難されている方は、平成23年12月より避難先でも「後期高齢者健診」を受けることができます。

1. 後期高齢者健診の対象者

後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村名	白河市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、国見町 川俣町、天栄村、北塩原村、磐梯町、柳津町、棚倉町 矢祭町、浅川町、古殿町、三春町、広野町、楡葉町 大熊町、双葉町、新地町
------	---

2. 受診期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日まで

3. 検査内容

特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査等

※ 必要な健診項目（心電図、眼底検査、貧血検査）は医師が必要と認めた時に
行います。

※ 市町村で独自に追加している項目やがん検診等は除かれます。



4. 受診の流れ

- ① 避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をしてください。
(電話連絡可)

この際、受診できる健診実施機関を確認してください。

契約先	(公社) 日本人間ドック学会、(一社) 日本病院会、(公財) 結核予防会、 (公社) 全日本病院協会、(公財) 予防医学事業中央会、 (一社) 日本総合健診医学会、(一社) 埼玉県医師会、(一社) 山形県医師会
-----	---

- ② 市町村より受診券が送付されます。
- ③ 受診したい健診実施機関に健診の予約を入れてください。
- ④ 予約当日、健診実施機関で検診を受診してください。
- ⑤ 後日、健診実施機関から結果が送付されます。

5. 受診時に持参するもの

- ① 受診券
 - ② 被保険者証
- 健診実施機関窓口にて提示してください。
※ 健診の自己負担額は、受診券に記載されている金額となります。

6. 受診上の注意

受診前日・当日の食事、服薬などについては、受診する健診実施機関にお問い合わせください。